

防災倉庫の設置に関する各種制度の変更について

防災倉庫の設置にかかる自治会等の負担を軽減し、地域の防災活動を支援するため、防災倉庫の設置に関する各種制度について、平成28年1月以降、次のように変更します。

1 防災倉庫に関する建築基準法上の取扱い

建築基準法上、「土地に定着し、屋根と柱又は壁があるもの」は原則として「建築物」とされますが、特例として、「内部に人が立ち入らない小規模なもの」や「内部に人の立ち入る頻度が限りなく少ないもの」の中には、建築基準法上の建築物ではないと判断されるものがあります。

そこで、これらの特例を踏まえ、次の(1)～(5)の条件をすべて満たした防災倉庫については、建築物には該当しない（建築確認申請を不要）と取扱うこととします。

建築物に該当しない防災倉庫の条件

- (1)【場 所】 公園など横浜市が管理する公共用地に設置する防災倉庫
- (2)【設 置 者】 「町の防災組織」が設置する防災倉庫
- (3)【収 納 品】 地域の防災活動に必要な資器材のみを収納する防災倉庫
- (4)【規 模】 延べ面積が5㎡以下の防災倉庫
- (5)【使用方法】 通常時は無人で、発災時、防災訓練時及び収納品の点検時等を除き、内部に人が立ち入らない防災倉庫

裏面あり

2 公園における防災倉庫の設置基準（一部改正）

公園における防災倉庫の設置基準について、以下の表のとおり変更します。

	旧	新	
設置面積	最大 5 m ²	最大 5 m ² 特例として、1000 世帯以上の自治会・町内会は最大 10 m ² まで（ただし、5 m ² を超える倉庫を設置する場合はこれまでどおり建築確認が必要となります。）	
設置個数 （複数公園への設置は認めません。）	1 自治会・町内会 あたり 1 つ	1 自治会・町内会あたり 1 つ 1 連合町内会あたり 1 つ 特例として、1000 世帯以上で構成される自治会・町内会・連合町内会は、5 m ² 以下の防災倉庫を同一公園に 2 つまで設置することを認めます。	
安全面での条件	建築確認申請をもって確認します。	5 m ² 以下	建築確認申請で確認できないため、市販の物置で、以下の基準を満たすものとします。 【材質】金属製 【形状】奥行に対して間口の比率が 1.5 倍以内 【高さ】2.3 メートル以下 【固定措置】コンクリートと金属製アンカーで固定
		5 m ² 超	建築確認申請をもって確認します。

※公園に防災倉庫を設置する際には、従来通り、各区土木事務所に申請書の提出が必要です。

3 詳細な手続きについて

1、2の制度はともに、平成28年1月から、運用開始を予定しています。

申請に必要な書類、手続き等の詳細については、平成27年12月中にチラシ等を作成しますので、下記連絡先にお問い合わせください。

4 お問い合わせ先

総務局危機管理課 TEL: 6 7 1 - 4 3 5 1

（防災倉庫を安全に設置する方法などについて、不安や疑問がある場合、必要に応じて防災倉庫設置アドバイザー（建築士）を派遣します。）